

# 介護給付費適正化事業年次計画 大曲仙北広域市町村圏組合

平成30年5月8日

□第7期介護保険事業計画において定めている、当組合の介護給付費適正化事業の目標の達成に向けて、年間の実施計画を策定する。  
前年度の実施状況を分析し、翌年度の計画に反映させる。

## ■平成30年度

	平成29年度実施状況	課題等分析結果	平成30年度実施計画
1. 要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査票の全調査項目、及び特記事項について全件点検を実施</li> <li>・管内事業所の調査員を対象として、保険者主催の認定調査員スキルアップ研修会を開催(H29.11.8)</li> <li>・全調査における保険者調査の実施割合(6,899件/8,873件、77.8%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の異動はあったが、点検の質の低下は見られなかった。</li> <li>・調査員の資質向上に向けた取組を充実させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引き続き認定調査票の全件点検を実施する。</li> <li>・県主催の現任調査員研修に出席し、内容を保険者調査員に内部研修にて報告、情報共有を図る。</li> <li>・全調査における保険者調査の実施割合の維持向上を図る。(実施目標 80%)</li> </ul>
2. ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所及び(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を対象に実施(18件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検事業も9年目を迎え、管内の全居宅介護支援事業所への点検が実施された。今後はより給付の適正化につなげるため、対象者の選定等を工夫する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の事業所の選定にケアプラン分析システムを活用する。</li> <li>支給限度額に対する利用率が高い有料老人ホーム入居者、居宅介護支援事業所と同一法人のサービス利用者など(予定件数 18件)</li> </ul> <p>≪例≫支給限度額に対する利用率が80%超、その内訪問介護が80%超、有料老人ホーム入居、要介護3以下</p>
3. 住宅改修等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の点検 事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施(4件 全て介護保険の給付対象であると判断、うち1件は理由書の追記により許可)</li> <li>・福祉用具利用実態調査 福祉用具購入・貸与者について、利用者の状況に応じた利用がなされているか訪問により聞き取りを行う。身体状況(介護度、認定調査票、主治医意見書)にそぐわない福祉用具の利用が考えられる方を対象(11件 全て福祉用具の利用に問題はないと判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検方法、調査方法については現行の手順で問題ないと思われる。給付適正化の観点から、点検、調査項目の見直しは必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の点検 実施方法は前年度と同様に、事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施する。(見込み件数 5件)</li> <li>・福祉用具利用実態調査 実施方法は前年度と同様に、不適切な福祉用具の利用が考えられる方を対象とする。聞き取り調査項目の見直しを行う。(見込み件数 10件)</li> </ul>
4. 縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連への委託により実施</li> <li>・請求に関する介護保険事務所への問い合わせに対しては、指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化につながり、引き続き国保連への委託による実施が適当と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引き続き、国保連への委託を行うが、事業所の過誤等の問い合わせについては、解釈について説明するなど適切な請求への意識付けを行っている。</li> </ul>
5. 介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、要介護更新申請の勧奨通知に直近の介護給付費通知を同封し、自分が使っているサービスの内容と費用について確認してもらう。(4,135件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過誤の発見につながるようなケースはなかったが、問い合わせが数件あったことから、ある程度の効果があったと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法は、前年度と同様に勧奨通知に同封し送付する。(見込み件数 4,300件)</li> </ul>